

防運衛第3204号  
16.3.30  
改正防運衛第2497号  
18.3.27  
改正防人衛第7511号  
18.7.31  
改正防人衛第11669号  
18.12.27  
改正防人計第8444号  
19.8.31  
改正防官文第18号  
27.10.1

大臣官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

## 事務次官

感染症訓令第2条第2号に規定する部隊等に所属する隊員以外の職員に訓令感染症の患者が発生した場合において必要な一時的措置について（通達）

標記について、生物テロ対処における一時的措置として、下記のとおり定められたので、遺漏なきよう措置されたい。

## 記

### 1 訓令感染症の報告

防衛省の職員（自衛隊における感染症対策に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第27号。以下「感染症訓令」という。）第2条第2号に規定す

る部隊等に所属する隊員を除く。)が感染症訓令第2条第1号に規定する訓令感染症(感染症法第12条第1項第2号に規定する感染症を除く。以下同じ。)であると診断された場合は、直ちに別紙様式第1又は別紙様式第2により、別表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ右欄に掲げる報告者が防衛大臣に報告すること。

## 2 訓令感染症に関する記録及び年度報告

報告者は、訓令感染症の発生の状況及びまん延を防止するために行った措置については、適正にこれを記録し、保存するとともに、別紙様式第3により、感染症発生報告書を年度ごとに取りまとめ、翌年度の6月末までに、防衛大臣に報告するものとする。また、年度報告については平成16年度分から実施するものとする。

## 3 委任規定

1及び2に定めるもののほか、報告者は、それぞれ左欄の区分に定める組織等におけるこの通達の措置に関し必要な事項を定めることができる。

## 別表

区 分	報告者
事務次官、防衛審議官及び防衛省本省の内部部局	官房長
防衛研究所	防衛研究所長
統合幕僚監部	統合幕僚長
陸上幕僚監部	陸上幕僚長
海上幕僚監部	海上幕僚長
航空幕僚監部	航空幕僚長
情報本部	情報本部長
防衛監察本部	防衛監察監
地方防衛局	地方防衛局長
防衛装備庁	防衛装備庁長官

※なお、防衛副大臣及び防衛大臣政務官については、直接防衛大臣に報告するものとする。